

主催者挨拶

法務省人権擁護局長

岡 村 和 美

本日は、お忙しい中、多数の皆様に御参集いただいております。誠にありがとうございます。

東日本大震災におきまして亡くなられた方々、御遺族の皆様に対しまして、謹んで、哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様には、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、本年3月で震災発生から4年が経過することとなります。この間、被災地においては復興に向けた取組が進められているものの、今なお約23万4千人もの方々が、ふるさとを離れ、全国各地での避難生活を強いられている現実があります。また、被災地で生活されている方々の中でも、高齢者や障がいのある方々に対しては、よりきめ細やかなサポートが必要とされるほか、福島第一原子力発電所事故の影響により多大な被害を受けた農業者・漁業者の方々などにとっては、「復興」への道のりはまだまだ長く、遠い状況にあります。

その一方で、本日の会場であるここ東京を始め、被災地以外の地域に暮らす方々にとっては、震災や被災者の方々に対する意識や記憶が、次第に風化していることが懸念されます。阪神・淡路大震災の発生から20年目の節目に当たる今、改めて、被災地での懸命な取組に思いを致すことが大切だと思います。

国としましては、被災地の復興支援の取組を続けているところであり、安倍総理も、新年の挨拶において、被災地の復興なくして日本の再生はないこと、風評被害からの脱却にも取り組んでいること、避難されている福島の方々に円滑な支援を行っていきたいと考えていること等を述べておられます。

このような中、全国の法務局、地方法務局及び人権擁護委員を中心とする法務省の人権擁護機関では、原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、震災後に起きている様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、本日のようなシンポジウム開催を始めとした人権啓発活動に取り組んでおります。

さて、本日は、「震災と人権～被災者の方々の心に寄り添う復興のために～」と題して、シンポジウムを開催いたします。パネリストとして、被災地の内外において、取り分け手厚いサポートが必要とされる方々に寄り添った形での復興支援を行っておられる方々をお招きし、被災地の実情や今後の復興を進める上での課題などをお伺いします。

また、第二部では、福島市出身で、震災復興支援活動に積極的に取り組んでいらっしゃるタレントのなすびさんのトークショーを予定しています。

なお、本日のシンポジウムの模様は、後日、インターネットの動画配信により、広く全国に向けて発信する予定です。本日のシンポジウムが、被災者の方々の心に寄り添う復興とは何かについて、全ての国民の皆様にも改めて考えていただく機会になることを願っております。

最後になりますが、このシンポジウム開催に当たり、東京都を始めとする地方公共団体の皆様や報道機関の皆様から多大の御支援、御協力を賜りました。心から御礼申し上げます。

平成27年1月10日